

ご提出頂かないと、

## 令和7年度授業料の支払いや 就学支援金に影響があります

◆ 次の書類を、1月24日(金)までに緑色の封筒に入れて  
学校の事務室またはクラスの担任に提出してください。

[授業料・就学支援金確認書] (水色の紙)

令和7年7月から、令和7年7月～翌年6月分の就学支援金の審査を行います。  
その際に審査で使用する項目や、申請書類(お知らせ)の郵送先の事前確認を行います。  
確認書に記載誤りがあると、お知らせや就学支援金の審査が遅れる原因となります。

◇ 特に次の確認項目は、正確に記載してください。

- ・ 生徒の住所
- ・ 現在の保護者(氏名、保護者数)
- ・ 令和7年1月1日時点の保護者の住所地
- ・ 令和7年1月1日時点の保護者の生活保護受給状況<sup>※1</sup>

※<sup>1</sup> 生活扶助受給世帯の方は、生活保護受給証明書を提出して頂く場合があります。

※ マイナポータルと連携して申請した方で、申請時に登録したメールアドレスからの変更がある方は、自由記入欄にその旨を記入してください。

※ 郵送でも、ご提出いただけます。

◆ **令和6年の所得について、税申告が必要です。**

◇ 税申告が必要な方は、申告期限までに必ず手続きを済ませてください。

令和7年7月～翌年6月分の就学支援金は、令和7年度の税額(令和6年1月1日～12月31日の所得)で審査します。

令和7年7月頃に審査を行います。その時まで税申告が済んでおらず、税額が決定していない場合は、マイナンバーをご提出いただいても、**就学支援金の審査ができません(支給決定ができないため、授業料の支払いが発生します)**。

◆ **次の場合は、必ず事務室にご連絡ください。**

◇ 保護者(親権者)に変更がある場合

就学支援金は、毎月1日時点の保護者(親権者)等全員の税額により審査します。

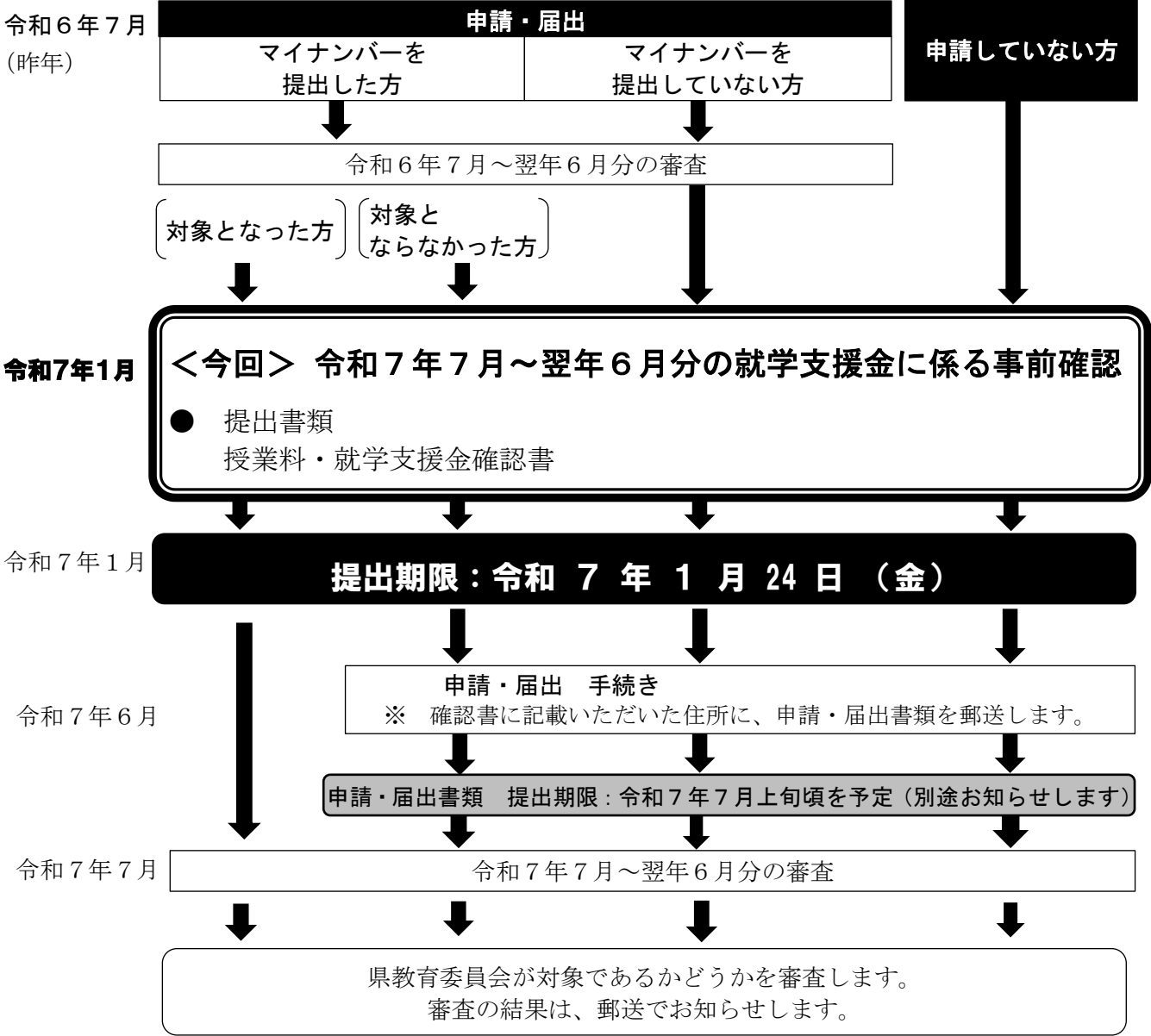
保護者の離婚・養子縁組(再婚)・死別等により、保護者等に変更が生じた場合、就学支援金の支給状況によっては、変更が生じた月の末日までに手続き(書類の提出)が必要です。(年度の途中から申請することも可能です。)

提出期限までに手続きがなかった場合、**就学支援金の支給決定ができない(授業料の支払いが発生する)**場合があります。

◇ 住所に変更がある場合

手続き(生徒等身上事項異動届等書類の提出)が必要です。

**◆ 就学支援金（令和7年7月～翌年6月分）審査に向けてのスケジュール**



**(参考) 就学支援金制度とは？**

- ◇ **就学支援金制度とは？**  
申請の手続きを行うことで、就学支援金を受給することができます。学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を納める必要がなくなります。（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）
- ◇ **対象となる世帯は？**  
次の計算式（保護者（親権者）全員）により計算した額が、**30万4,200円未満（年収約910万円未満）**の方  
**【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額**  
※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算  
※ 令和7年7月～翌年6月分の審査について、対象生徒の生年月日が平成21年1月2日～4月1日の場合、保護者等の課税標準額から33万円を控除した額を用いて算出する（扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなることによる調整）。